

改正

平成28年10月31日告示第357号

平成29年4月28日告示第196号

令和2年9月1日告示第396号

令和5年3月30日告示第95号

令和6年12月4日告示第459号

令和7年3月31日告示第100号

令和7年11月7日告示第427号

令和7年12月25日告示第489号

花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、国内及び海外からの誘客の促進を図るため、貸切バスを利用し市内旅館等へ宿泊する受注型企画旅行、手配型旅行又は募集型企画旅行(以下「企画旅行等」という。)を取り扱う旅行業者がツアー催行に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、花巻市補助金等交付規則(平成18年花巻市規則第61号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受注型企画旅行 旅行業者が旅行者からの依頼により、旅行の目的地及び日程、旅行者提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者提供を受ける旅行業者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
- (2) 手配型旅行 旅行業者が旅行者の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすること等により旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、これにより実施する旅行をいう。
- (3) 募集型企画旅行 旅行業者が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者提供を受ける旅行業者が支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。

行業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。

(4) 国内発着ツアー 岩手県以外の地域を発着地とするツアーをいう。

(5) 海外発着ツアー 海外の地域を発着地とするツアーをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 国内発着ツアー 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行者

(2) 海外発着ツアー 日本国内外において適法に旅行業を営み、日本への送客を適切に行えるものであって、本補助事業に係る申請その他手続等を日本語で円滑に行える旅行者

(補助対象事業)

第4条 国内発着ツアーにおける補助金の交付対象となる企画旅行等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 往復ともに貸切バスを利用した団体旅行であり、バス1台当たりの乗車人数が20人以上(添乗員、バス運転手、ガイド等の乗務員を除く。)であること。

(2) 次に掲げるいずれかの期間中に、花巻市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。

ア 第1期 毎年5月15日から7月15日まで

イ 第2期 毎年9月1日から9月30日まで

ウ 第3期 毎年12月15日から3月15日まで

2 海外発着ツアーにおける補助金の交付対象となる企画旅行等は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) 海外からの団体旅行であること。

(2) 貸切バスを利用した団体旅行であること。

(3) 花巻市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。

3 前2項の規定にかかわらず、市の他の補助金の交付を受けて行う企画旅行等は、対象事業としない。

(補助額)

第5条 補助額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 国内発着ツアー 貸切バス1台につき10,000円とし、1補助対象者につき1年度当た

り200,000円を限度とする。

(2) 海外発着ツアー 貸切バス1台につき10,000円とし、1補助対象者につき1年度当たり700,000円を限度とする。

(提出書類及び提出期日)

第6条 規則により定める書類及びこれらに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(タイ王国を発着地とする海外発着ツアーに係る補助額の特例)

2 令和7年12月1日から令和8年4月30日までの間、タイ王国を発着地とする海外発着ツアー（仙台空港を出発地として運行する貸切バスを利用し、花巻市内の宿泊施設に1泊以上宿泊する場合に限る。）に係る第4条及び第5条の適用については、第4条第2項第1号中「海外からの」とあるのは「タイ王国を発着地とする」とし、同項第2号中「貸切バス」とあるのは「仙台空港を出発地とする貸切バス」とし、第5条第2号中「10,000円とし、1補助対象者につき1年度当たり700,000円を限度」とあるのは「30,000円」とする。

附 則（平成28年10月31日告示第357号）

この告示は、平成28年11月1日から施行する。

附 則（平成29年4月28日告示第196号）

この告示は、平成29年5月1日から施行する。

附 則（令和2年9月1日告示第396号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月30日告示第95号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月4日告示第459号）

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日から令和7年1月31日までの間に提出された改正前の様式第1号による花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金交付申請書及び様式第4号による事業実施報告書は、それぞれ改正後の様式第1号による花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金交付申請書及び様式第4号による事業実施報告書とみなす。

附 則 (令和7年3月31日告示第100号)

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金交付要綱の規定は、国内発着ツアー又は海外発着ツアー（以下これらを総称して「ツアー等」という。）の催行日の始期が施行日以後のものについて適用し、ツアー等の催行日の始期が施行日の前日までのものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和7年11月7日告示第427号)

この告示は、令和7年12月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月25日告示第489号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表 (第6条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出部数	提出期日
規則第3条の規定による書類	花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金交付申請書	第1号	1部	ツアー出発日から起算して7日前まで
規則第11条第1項の規定による書類	花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金変更(中止・廃止)承認申請書	第2号	1部	変更(中止・廃止)の理由が生じた日から15日以内
規則第12条第1項の規定に	花巻市団体旅行貸切バスツアー支援事業補助金交	第3号	1部	ツアー終了日の翌日から起算して60

よる書類	付請求書			日以内
	1 事業実施報告書	第4号	1部	
	2 宿泊証明書	第5号	1部	

備考

- 1 様式第1号により複数のツアーを一括して申請する場合の提出期日については、催行日が最も早いツアー出発日から起算して7日前までとする。
- 2 様式第2号による申請については、新規ツアーの追加及び交付決定額の増額を伴う変更を除く。
- 3 様式第3号により複数のツアーを一括して請求する場合の提出期日については、催行日が最も遅いツアー終了日の翌日から起算して60日以内とする。